

令和4年水上村子ども議会会議録

令和4年12月16日
午後 2時00分開会
於 水上村役場 議場

開会 午後2時00分

-----○-----

- 議長（成尾和凌君） 皆さん、こんにちは。議長の水上中学校3年の成尾和凌です。
本日の出席議員は21名です。
令和4年子ども議会を開会します。これより会議を開きます。
会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、1番議員 梅原日和さん、7番議員 小川琳太郎さんを指名します。
会期の決定を議題といたします。お諮りします。
会期につきましては、本日、一日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○議員一同 異議なし。

- 議長（成尾和凌君） 異議なしと認めます。会期は本日、一日と決定いたしました。
私たち水上中学校3年生は、社会科の公民分野で地方自治について学習しました。また、総合的な学習の時間で、福祉、伝統文化、自然環境、地域産業、国際理解、防災、まちづくりについて調べ学習を行いました。2022年から成年年齢が18歳になり、中学生としても水上村の現状と課題を知り、今後に生かしていく必要があると思っています。
今回子ども議会を通して、さらに考えを深めていけたら嬉しいです。
本日は大変お忙しい中、中嶽村長をはじめ、水上村役場の各課の課長にも出席していただきました。本当にありがとうございます。
本日の出席議員は21名です。どうぞよろしくお願ひします。では、まず「子ども議会」を始めるにあたり、中嶽村長よりごあいさつをいただきたいと思ひます。

○村長（中嶽弘継君） はい、議長。

○議長（成尾和凌君） 中嶽村長。

- 村長（中嶽弘継君） 皆さん こんにちは、水上村長の中嶽です。
今日は水上中学校3年生によります子ども議会が開催されます。
この開催にあたりまして、私から一言御挨拶を申し上げたいと思ひます。
まず、皆さんがここに入られておりますが、ここが水上村議会の議場でございます。
では、この議場で何をするのかということでございますけれど、この議場の中では、本会議が開かれます。本会議の種類は定例会と臨時会という2つの議会がございます。
定例会につきましては年に4回と決まっております、3月と6月と9月と12月の4回が定例議会です。その他にまた、急を要した案件等々が出てまいった場合には、その

必要の都度、開くことができます臨時議会というのがございまして、その2つの議会で、いろんな物事を話し合い、そして決定した事項が 水上村が次に事業に生かしていく過程となります。そうしたことを覚えておいていただけたらと思います。

今日は皆さん方から、今、議長からお話がございましたように、社会科の公民の授業であったり、また、総合的な学習の場であるといった中で、いろんな学習をされ、いろんな物事に取り組んでこられたとっております。

今日はその中から質問を通告されているわけですが、一番皆さん方の関心がございます未だ収束の見通しが立たない新型コロナウイルス感染症の問題、それから自然環境が時にして大暴れをして災害をもたらします。そういった災害が発生した場合とその対応、それから今度は地方創生ということで質問をしてあるようでございます。

やはりこういった人口減少堺に入ってしまった場合、水上村と関係する関係人口をどうやって構築していくのかといったこともテーマとして挙げられているようでございます。その他、国際理解、このことにつきましては、やはり日本の生産労働人口が減っているということでございますので、その代わりに海外からの技能実習生を受け入れたりしながら労働力をカバーしていくことに対する日本、この村の対応の仕方等といったこともあるようでございます。

それから来年4月1日からは水上村の小学校と中学校が一緒になった義務教育学校によいよ入ります。そのような中で皆さん方が非常に興味を持っていらっしゃる色々な事業が行われております。そうした事業を行います反面、今度はいろんなお金が必要となりますので、お金をどうやって工夫して工面していくのか、拵えていくのかといった、今度は財政という問題がございまして、地方財政制度の中の交付税制度についての質問が出ているようでございます。各それぞれの皆さん方から質問をされましたことに、私も教育長もですけれども、各課長たちが真剣に耳を傾けて、そして皆さん方に丁寧にお答えをして参りたいと思っております。そうすることで皆さん方と一緒に考えて行くことによって、これから先の水上、より良い水上を作っていくことの第一歩に出来ればと思っておりますので、どうぞどしどしと質問して頂ければと思っております。

それから今日はこのような子ども議会を計画するにあたりまして、水上中学校からは校長先生を始め、関係される先生方、そして議会からも議長、副議長、議員さん方もお見えでございます。皆様方に今日子ども議会にお力添えを頂きました関係者の皆様方に私からも御礼申し上げたいと思っております。

結びになりますけれど、今日の水上中学校3年生21名よりも子ども議会が、皆さん方の叡智を結集し、自己研鑽を積んで頂き、さらに飛躍の第一歩となりますような有意義な議会となりますことをご期待申し上げまして、私からの開会の冒頭の言葉とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

-----○-----

●一般質問「医療福祉」（1 番議員 石橋愛菜さん 梅原日和さん 笹木 颯さん）

○議長（成尾和凌君） ありがとうございます。本日は一般質問となっております。全部で7 件の通告がありますが、通告順に一般質問を行います。

それでは一般質問を始めます。はじめに1 番議員の質問を許します。

○1 番議員（3 名） はい。（質問席へ移動）

こんにちは。1 番議員の石橋愛菜です。梅原日和です。笹木颯です。

それでは通告書に基づいて質問します。

私たちの班では、「医療福祉」をテーマに調査した結果、新型コロナのワクチンについて、財務省は「これ以上の国費による負担は持続可能ではない」としており、新型コロナのワクチン接種も、希望者が費用の一部を負担する方向へ移行すべきだと主張していることが分かりました。また、コロナワクチンの有料化に対して批判の声もあることが分かりました。

また、水上村においては今年の台風1 4号の影響により、江代地区では孤立している地域があり、避難生活が続いていることが分かりました。

そこで、新型コロナのワクチンが有料化になった際、ワクチン接種をより多くの人にしてもらうため、どのような支援の実施を考えておられますか。また、孤立されている方々や避難生活を続けていらっしゃる方々に対し、どのような支援をされておられますか。教えてください。

○議長（成尾和凌君） それでは、ただいまの質問に対して、幸野保健福祉課長より答弁をお願いします。

○保健福祉課長（幸野一樹君） はい、議長。

○議長（成尾和凌君） 幸野保健福祉課長。

○保健福祉課長（幸野一樹君） それでは1 番議員の質問にお答えいたします。

まず一つ目の新型コロナのワクチン接種関係ですが、新型コロナウィルスの感染者が日本で初めて確認されてからまもなく3 年がたとうとしています。日本では第8 波に入ったといわれており、全国の感染者数も増加傾向にあります。ウィルスの株も次から次に変異してきており、オミクロン株のBA 1 からBA 5 へ、最近では県内でも新たな変異株のBQ 1. 1 も確認されています。先週末の熊本県からの発表では、県内でも特に人吉球磨地域での感染が多くなっているそうなので、議員の皆様におかれましても、今後とも感染予防対策にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

さて、この新型コロナですが、感染症法という法律の中で、1 類から5 類までの5 段階とは別の「新型インフルエンザ等感染症」という特別な分類に位置付けられ、上から2 番目に厳しい2 類相当として対応がとられることとなっています。別添議案説明資料1 ページをご覧ください。この法律上の分類により、新型コロナは、仕事に行くことを制限したり、入院を勧めたり、外出自粛を要請することもできるようになっています。

また、コロナにかかった場合の治療費なども国が負担することとなっており、ワクチン接種につきましてもこれまで全額国のお金を使って進められてまいりました。

このような中、財務省の会議で、今後、新型コロナのワクチン接種についても、患者が費用の一部を自己負担するように検討することが求められました。また、今年10日まで開かれていました臨時国会において感染症法が改正され、新型コロナの分類の見直しについても速やかに検討することとされました。これらをふまえて、厚生労働省では新型コロナの分類の見直しと、接種費用をどうするかについても併せて検討されることになりました。今のところ、これからも全額国のお金でワクチン接種するのか、自己負担にするとしたらいくらくらいにするのかなど全く決まっていません。しかしながら、この感染症法の分類が、例えばインフルエンザと同じ5類程度に見直されると、ワクチン接種についても一部自己負担での接種になるということが考えられます。

現在、様々な病気に対するワクチン接種の自己負担分について、水上村では補助を行っております。例えばインフルエンザのワクチン接種については、1回あたり、平均で5,300円かかります。65歳以上の方などは、そのうち800円の自己負担で接種でき、残りは国が負担しています。水上村では、それ以外の方についても村民は自己負担800円で接種できるように補助を行っております。新型コロナワクチン接種は、1回あたりの費用が、およそ9,600円かかると言われております。これが全額自己負担となると、接種をためらう方も出てくることが考えられますので、村民の皆様の健康を守るためにも、インフルエンザ等のワクチン接種と同じ様に何らかの補助を行う必要があると考えておりますが、具体的には、今後の国の動きを見ながら決定したいと考えております。

次に、台風14号の影響で避難生活を続けておられる方々への支援についてのお尋ねですが、今年9月18日に台風14号が非常に強い勢力で鹿児島県に上陸しました。水上村では18日の午前9時に災害対策本部を立ち上げ、村内全域に避難指示を発令し、大字ごとに岩野公民館、湯山小学校地域交流センター、江代地域防災拠点施設の3ヶ所の避難所を開設し、避難された方は、3ヶ所の避難所合わせまして120名以上いらっしゃいました。

この台風14号による大雨で、江代の古屋敷地区の村道2路線が大きな被害を受け、通行不能となり、古屋敷地区のうち千ヶ平と呼ばれる地区の一部と、川口地区が孤立してしまいました。それらの地区の方は、台風接近前から避難されていた方もいらっしゃいましたが、道路が通れなくなり、自宅に帰ることができなくなられた方が、全部で18世帯31名いらっしゃいます。被災した村道の復旧には相当な期間がかかる見込みとなっており避難生活が長期化することになってしまいました。

村としては、避難所での生活を少しでも手助けできるように支援しようと、まず、9月22日から1日3回の食事を提供することとしました。それから、共同で利用してもらえるような洗濯機と冷蔵庫、暖房器具として業務用ストーブも設置しました。また、

寝具として毛布しかありませんでしたので、希望される方には布団も貸し出しました。この他、避難所にはシャワー設備しかないため、村が社会福祉協議会に管理を委託しております湯山温泉元湯の入浴券をお配りして利用いただけるようにし、週1回、バスでの送迎も行いました。買い物等の支援としては、70歳以上の方には村で発行している高齢者タクシー券、1人60回分を配布しています。

それから、避難されている方のほとんどが高齢者なので、水上村が高齢者の支援に関していろいろと相談をしております上球磨地域包括支援センターというところが公立多良木病院内にありますが、そこから避難所に来ていただき、運動の指導や体調の確認なども行っていただきました。また、役場に地域おこし協力隊という皆さんに働いてもらっていますが、その方々にも支援をお願いし、避難者の方たちと一緒に百歳体操やモルックというゲームで体を動かしてもらったり、折り紙など指先や頭を使う活動にも取り組んでもらいました。また、避難所というのはあくまでも一時的に避難するための場所で、そこでずっと生活できるような環境ではありません。そこで、これから先の住む場所についてどうするかアンケート調査を行い、村営住宅を希望された方には、空き部屋となっていた11室を修繕して利用いただくこととしました。村営住宅を利用いただく場合には、入られるときに家賃の3ヶ月分の敷金というものを払ってもらう必要がありますが、今回は、災害に伴う特別な措置として、敷金は無料、家賃も8割減免することとし入居いただいています。

また、避難所以外で新たに生活をしなければならなくなった場合に、家から家財や家電等を持ち出すことも簡単ではないので、被災者生活再建支援金として、1世帯当たり10万円を給付しております。この他、熊本地震の仮設住宅で使用されていたガステーブルを譲り受け、必要な方には無償でお渡ししました。

現在は、18世帯31名のうち、村営住宅に避難された方が11世帯16名、村内外で生活されている家族や親せきの家などに避難された方が5世帯9名、残りの2世帯6名の方は、今でも避難所で生活を続けていらっしゃるようですが、近いうちにその2世帯も、親戚の住宅や、他町村へ移られる予定と聞いています。

このように、これまで様々な形での支援を行ってきましたが、被災された方が自宅に帰ることができるようになるまではまだしばらく時間がかかります。これからも、様々な形で被災された皆さんに寄り添っていければと考えております。

○議長（成尾和凌君） 答弁ありがとうございました。1番議員から意見、提言などございませんか。

○1番議員（笹木 颯君） はい、議長。

○議長（成尾和凌君） 1番議員 笹木 颯さん。

○1番議員（笹木 颯君） 現状についてはよく分かりました。新型コロナワクチンの有料化に対する村からの支援で自己負担になっても接種する人が少しでも多くなったらと思います。また、これからも江代地区で避難生活が続く方々を元気づけられるように私たちにできることを考えていきます。これで質問を終わります。

-----○-----

●一般質問「防災」（2番議員 源 響也さん 林田大空さん）

○議長（成尾和凌君） 次に、2番議員の質問を許します。

○2番議員（2名） はい。（質問席へ移動）

こんにちは。2番議員の源 響也です。林田大空です。

それでは通告書に基づいて質問します。

私たちの班では「防災」をテーマに調査した結果、今年の9月20日の台風14号について、NHKのニュースデータから、水上村の総雨量が949mmにも及んだということが分かりました。人吉球磨では球磨川が氾濫危険水位に達し、車道の一部がゆがみ、通行止めになったことも分かりました。また、村道の崩壊があったことも村民の皆さんからお聞きしました。

水上村において、台風14号の被害状況はどれくらいあったのでしょうか。

また、村道の崩壊はどこが被害を受けたのでしょうか。そして、そして、水上村としてどのような復興作業が行われているのでしょうか。教えてください。

○議長（成尾和凌君） それでは、ただいまの質問に対して、甲斐建設課長より答弁をお願いします。

○建設課長（甲斐 敦君） はい、議長。

○議長（成尾和凌君） 甲斐建設課長。

○建設課長（甲斐 敦君） それでは、お答えいたします。

まず、台風14号に伴います、水上村の被害状況でございますが、一般質問資料2ページをお願いします。ご存じのとおり、台風14号は、令和4年9月18日から19日にかけて、九州南部地域に、強い雨雲がかかり、九州中央山地付近では、線状降水帯が発生するなど、記録的な雨量を観測した台風でございました。降雨量につきましては、資料の下段にありますとおり、合計雨量で最も多かったのが、先ほど述べられました、湯山観測所での連続雨量、949mmでございます。水上村の年平均降雨量が、約3,100mmでございますので、3日間で、一年間で降る雨の約3割が降ったことになります。

具体的な水上村の被害につきましては、資料の中ほどにございますとおり、水上村が事業主体となりまして復旧すべき箇所が、公共土木施設19箇所、林道施設26箇所、農地等施設34箇所、合わせて、79箇所。被害額としまして20億3,520万円の被害でございました。被害が発生した場所につきましては、被害状況位置図をご覧くださいますと、湯山地区、江代地区に、多くに被害が発生していることが見受けられます。

また、熊本県が事業主体となりまして復旧すべき箇所が、山腹崩壊7箇所、公共土木施設の道路13箇所、河川6箇所、砂防施設1箇所、市房ダム湖への土砂流入3箇所、合わせまして、30箇所、被害額が63億820万円でございました。トータルしますと、水上村に発生しました、台風14号に伴う被害は、箇所数109箇所、被害額83億4,340万円ということになります。

今、ご説明いたしました被害につきましては、国の補助を受けて復旧する被害箇所でございます。国の補助を受けず、村独自で復旧したものや、村民が自ら復旧した経費に、補助金を交付したのもございますことを、申し添えておきます。

次に、村道はどこが被害を受けたのか、というご質問でございますが、資料2ページ、地図上の、赤文字の箇所が、村道の被害箇所でございます。湯山地区におきましては、村道北目平谷線、保育所北目線、北目綱尾線、崩尾線、麦地湯山峠線、江代地区におきましては、村道白蔵線、古屋敷柳平線、中州線、黒尾谷線の計9路線18箇所、13億9,800万円の被害となっております。

最後に、水上村として、どのような復興作業が行われているか、につきましては、現在、発災から約3箇月が経過したところでございますが、発災から約2週間程度で、村全体の被害を把握しました。その後、復旧に必要なとされる費用を算出するため、測量設計業者に業務委託を発注しております。その成果をもとに11月末より、公共土木施設につきましては、国土交通省と財務省、林道施設・農地等施設につきましては、農林水産省と財務省が被災現場である水上村に実際に来られて、復旧方法が適正であるかの審査を行っていただいているところでございまして、審査が終了いたしましたら、速やかに工事発注を行い、復旧に入ることとしております。

今回の台風14号による災害は、2年前発生しました、令和2年7月豪雨災害に匹敵するくらいの被害でございました。令和2年7月豪雨災害による被害箇所も、まだ復旧が完了していない上に、台風14号による災害が発生しましたことから、今回、公共土木施設災害につきましては、今現在も、江代地区で避難生活を送られている、住民18世帯31名の、今までどおりの生活を、一日も早く取り戻すため、関係します村道古屋敷柳平線、村道白蔵線2路線の7箇所の災害箇所につきまして、復旧速度を上げるため、本来、水上村が行うべき災害復旧を、水上村に代わって熊本県が行う「権限代行制度」を利用し、熊本県に対して復旧に対する支援を要望し、災害復旧の実施を要請したところでございます。

最後に、資料3ページから5ページに、台風14号による被害状況写真を、添付しておりますので、後もってでも、ご覧いただければと思います。以上で説明を終わります。

○議長（成尾和凌君） 答弁ありがとうございました。2番議員から意見、提言などございませんか。

○2番議員（林田大空君） はい、議長。

○議長（成尾和凌君） 2番議員、林田大空さん。

○2番議員（林田大空君） 現状についてはよく分かりました。このような復興作業が行われていることを知り、安心して生活ができるように、私たち自身も避難訓練などで防災意識を高め、日々生活していきたいと思っております。これで質問を終わります。ありがとうございました。

-----○-----

●一般質問「自然環境」（3番議員 西 風香さん 溝口瑞樹さん 福田玲也さん）

○議長（成尾和凌君） 次に、3番議員の質問を許します。

○3番議員（3名） はい。（質問席へ移動）

こんにちは、3番議員の西 風香です。溝口瑞樹です。福田玲也です。

それでは通告書に基づいて質問します。

私たちの班では、「自然環境」をテーマに調査した結果、世界では、地球温暖化が進んでおり、森林伐採が二酸化炭素を増やす原因になることが分かりました。水上村でも同じように、森林伐採が増えると二酸化炭素の量が増えて、世界が深刻な状況になるのではないかと私たちは危惧しております。

そこで、水上村では、年間でどれ程の村有林を伐採されているのでしょうか。また、伐採された村有林は、水上村にどのように還元・活用されているのでしょうか。また、水上村は、今後、農業・林業をどのように力を入れていくご予定ですか。その展望を教えてください。

○議長（成尾和凌君） それでは、ただいまの質問に対して湯谷産業振興課長より答弁をお願いします。

○産業振興課長（湯谷政彦君） はい、議長。

○議長（成尾和凌君） 湯谷産業振興課長。

○産業振興課長（湯谷政彦君） それでは3番議員のご質問にお答えいたします。

まず、年間にどれほどの村有林が伐採されているかのお尋ねでございますが、水上村で村有林として管理しております山林につきましては、村内の71箇所（団地）、面積にしまして2,017haでございます。村有林を含めて、森林の役割について少し触れさせていただきますが、森林には木を育てて伐採し、売買された木材を製材として加工し、建物の建築に使用されるなどの、価値のあるものを作り出す経済的な機能と、土砂災害の防止、地球温暖化防止などを含め、様々な公益的な機能がございます。

これらの機能を維持していくためには計画的な管理が必要となりますが、村有林についても、同様に適切な管理が必要となってまいります。管理しております樹木の種類は様々ございますが、その中で、杉やヒノキにつきましては、計画的に伐採を行っております。

なお、伐採には、木が成長しますと密集の状態となりますので、部分的に木を切り倒し、間隔をあける間伐と、全面的に切り倒してしまう主伐とございます。

ここ近年で申しますと、令和元年度に41.01ha、令和2年度に15.23ha、令和3年度に0.5haの間伐を行っておりますが、令和2年度と3年度につきましては、令和2年7月豪雨の関係で、計画どおり実施できていない状況でございます。

なお、今回の調査のテーマが「自然環境」ということで、ご質問をいただいているところですが、確かに、森林の伐採が温暖化に影響を与えておりますことは大きな問題となっ

ておりますし、今後、違法に大規模な伐採が繰り返されますと、二酸化炭素の吸収量が減少し、温暖化がますます深刻になると考えられます。

しかしながら、樹木は成長の段階で、光合成により二酸化炭素を吸収しますが、木が大きくなると二酸化炭素の吸収量が減少し、地球温暖化を防止する機能が低下すると言われておりますので、主伐後には、新しい苗の植え付けを行い、草刈りなどの手入れや、間伐を行いながら、主伐まで終わりましたらまた苗を植え付けるという作業を繰り返しまして、温暖化防止の機能を維持することができます。

以上のように、伐採は山林を管理する上では欠かせない作業となりますので、手入れを続けていくことで、地球温暖化の進行を抑えることができると考えております。

次に、伐採された木の還元と活用についてでございますが、伐採されたあと、主に木材市場に運ばれまして、民間の事業者販売されております。村有林の樹木については村の財産となりますので、それを売り上げたお金を村のお金として収入し、村の様々な取り組みに使うことができます。

また、事業者へ売られた丸太は、製材所で製品として加工され、住宅等の建築や、県及び各市町村で建設される建物や学校施設などの公共建築物に利用されるほか、木のフェンスや荷物を運搬するためのパレットに使用されるなど、木材を無駄にしないように様々な形で活用されております。

続きまして、今後の農業・林業についてどのように力を入れていくか、とのお尋ねでございますが、まず、農業につきましては、耕作面積が359haございまして山間部ですので、決して広大ではございませんが、その中で稲作を中心に、イチゴ・メロン・キュウリなどの農作物の栽培が行われており、村においても担い手育成や、施設整備に対しまして支援を行い、耕作されない農地が出ないような取り組みを行っております。畜産についても、現在22の農家が牛の飼育を行っており、養鶏場も1件ございまして、鶏の飼育も行われております。

そういう中で、山林が多く、耕地が少ないなどの立地条件の厳しさや、シカやイノシシなどの獣類被害、後継者不足、高齢化、耕作されない農地（遊休地）への対策など、様々な問題が出てきております。

次に、林業につきましては、村の面積の92%、17,503haが山林ですが、資料に記載しております通り、その内、杉やヒノキなど木を植樹して育てる人工林が10,252ha、自然に木が自生している天然林が4,827haでございます。

このように豊富な森林資源に恵まれておりますが、木材価格の低迷が続いており、併せて林業経営の費用も増加しておりますので、林業を行う人の減少と高齢化に伴う林業離れなど、農業と同じく様々な課題を抱えております。

そのような課題が数多くある中で、農業においては、農地や農業施設などの整備はもとより、条件の良い農地の整理と集約、農作物の生産コストの低減、新規作物の試作など、

様々な支援を行いながら、山間部の特性を活かし、安心安全な食料の生産と安定した農業経営が行えるよう進めてまいります。

また、林業においても、地域林業の中心となる担い手の育成、生産組織の強化、優良な木材生産の促進、伐採用機械の導入による生産性の向上、製材・加工施設など流通加工体制の整備・充実などの対策と併せ、森林が持っている多様な機能を維持し、最大限に発揮させていくための制度を計画的に進め、様々な場面での活用を行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（成尾和凌君） 答弁ありがとうございました。3番議員から意見、提言などございませんか。

○3番議員（福田玲也君） はい、議長。

○議長（成尾和凌君） 3番議員、福田玲也さん。

○3番議員（福田玲也君） 現状についてはよく分かりました。水上村の自然をこれからも守っていくために、私たちも地域の方々と協力して、地球温暖化防止を意識して生活していきます。

そして、水上村の産業のことで手伝えることがあれば協力して水上村の発展に向けて取り組んでいきます。これで質問を終わります。ありがとうございました。

-----○-----

●一般質問「地方創生」（4番議員 梅田義樹さん 那須優真さん 西 俊太さん）

○議長（成尾和凌君） 次に、4番議員の質問を許します。

○4番議員（3名） はい。（質問席に移動）

こんにちは、4番議員の梅田義樹です。那須優真です。西 俊太です。

それでは通告書に基づいて質問します。

僕たちの班では「地方創生」をテーマに調査した結果、新型コロナウイルス感染症の拡大により、昨年度の桜まつりや秋フェスなどのイベントが中止になり、観光客が減少するなどの地域創生に影響が出ていることが分かりました。また、水上村は、少子高齢化という課題があると私たちは考えております。2015年の水上村の人口は2,369人で、そのうち0～14歳が305人(12.6%)、15～64歳が1161人(49%)、65歳以上が903人と、若い人たちがとても少ないことが分かりました。

新型コロナウイルスの影響で水上村のイベントが中止となり、観光客の減少が考えられますが、今後、スカイヴィレッジや新設されたサクラヴィレッジの活用方法として、どのような施策をお考えでしょうか。教えてください。

また、水上村の少子高齢化を改善するための若者の定住者増加を目指すために、移住者や外国人労働者に対して、どのような支援を行っておられますか。教えてください。

○議長（成尾和凌君） それでは、ただいまの質問に対して、川俣地方創生推進課長より答弁をお願いします。

○地方創生推進課長（川俣宣雄君） はい、議長。

○議長（成尾和凌君） 川俣地方創生推進課長。

○地方創生推進課長（川俣宣雄君） それでは4番議員のご質問にお答えいたします。はじめに、新型コロナウイルスの影響での観光客の減少について、報告させていただきます。観光は、地方創生総合戦略の一つであります「水上村への新しいひとの流れをつくる、交流人口、関係人口の創出、拡大に重要かつ欠かせないものとなっております。

令和3年1月から12月までの令和3年観光統計では、総入込客数79,391人、内訳としまして、宿泊客で5,910人、日帰り客で73,481人でございます。

新型コロナウイルス感染症対策での人流の抑制、また、令和3年7月豪雨により影響もかなりありました、令和2年観光統計と比較しましたところでは、1,420人の微増でございます。しかしながら、新型コロナ前の令和元年観光統計と令和3年観光統計と比較しますと、総入込客数で91,197人の減少、内訳としましては、宿泊客では6,137人の減少、日帰り客では85,060人の減少でございます。

新型コロナの影響で、中止、延期を余儀なくされていたイベントについては、今年度も秋フェスは中止となりましたが、水上マウンテンパーティー、奥球磨駅伝競走大会などのスポーツイベントは、感染症対策を講じながら開催いたしております。併せて、桜まつりも感染症対策を講じた開催を、現在、検討中でございます。

では、ご質問につきまして、質問内容を分けて回答させていただきます。よろしく願います。

ご質問一つ目の「今後、スカイヴィレッジや新設されたサクラヴィレッジの活用方法として、どのような施策をお考えでしょうか。」につきましては、平成27年5月開設の水上村クロスカントリー施設（スカイヴィレッジ）は、九州中央山地国定公園一帯における準高所の特性を生かした施設として、村民を始め競技者等の体力増進、及び競技力向上、並びにスポーツ観光の振興の場として、また、交流人口、関係人口の創出、拡大の核となる施設と位置付けて、活用を図っています。しかしながら、先ほど申し上げました新型コロナなどの影響から、観光客の減少と同じく、施設利用者は、令和元年度10,279人の利用者から、令和2年度では、4,173人、令和3年度では、3,730人と大きく減少しております。また、先ほど申し上げた村内宿泊客6,137人減少のうち、スカイヴィレッジ利用の合宿客だけで、2,100人減少となっております。合宿客の減少は、受け入れる民宿や旅館の経営にも影響があり、合宿誘致活動を中心として、新型コロナ以前の施設利用者、合宿者数を目標として、回復に努めております。合宿誘致活動は、高校、大学、実業団に、監督やコーチとの信頼を築きながら、年を通して、訪問（営業）として行っております。その活動によって、令和4年9月末現在で、施設利用者7,220人、

合宿客3, 949人まで回復したところでございます。

このように、合宿誘致活動の継続による施設利用者、合宿者数の回復に努めていくとともに、スカイヴィレッジのさらなる整備、拡充を図りながら、アスリートがより快適に利用できるよう努めて参ります。

また、包括連携を締結しています「熊本保健科学大学」から、スポーツ医科学を融合させ、スポーツ合宿の機能を最大化させ、トレーニングの質の向上を支えることを目的とした、スカイヴィレッジで合宿を行うアスリートに対して、スカイヴィレッジ、サクラヴィレッジでの、フィットネス、メンタルチェックなどの測定を実施し、合宿中の身体機能や心理状態を知ることができる機会を提供する、また、けが、障害予防として理学療養によるスポーツリハビリ（ストレッチ&トレーニング方法）指導、レクチャーを受ける、アスリートスポーツ合宿支援を受けております。この事業を今後も継続し、また、「熊本保健科学大学」の知見、連携を得ながら、サクラヴィレッジと連携した村民の体力増進に繋がる事業（イベント）を検討するなど、村民の健康寿命の延伸に努めていきたいと考えております。今まで申し上げました、人数につきましては、一般質問資料7ページから8ページに掲載しておりますので、後ほどご確認ください。

つづきまして、水上村生涯スポーツ施設（サクラヴィレッジ）は、令和4年3月に開館した、住民の体力向上、地域のコミュニティ形成、及びスポーツ振興に資する施設でございます。施設には、歩行用25m温泉プール、高酸素、低酸素ルーム、最新の各種トレーニング器具を完備し、民間施設と比べても遜色のないものでございます。利用者も順調に伸びておりました、実績としましては、令和3年度は3月開館のためひと月集計で121名（利用率 村内一般12%、村内中学・高校10%、村内65歳以上0%、村内宿泊者75%、村外2%）、令和4年度4月から10月末では、2,585名、月平均で517名の方が利用されております。（利用者数 平均517名、利用率 一般利用率 村内一般26%、村内中学・高校5%、村内65歳以上21%、村内宿泊者30%、村外18%）施設を利用した取り組みとしては、高齢者向けの運動教室、スポーツ推進委員等のスポーツ団体のレクチャー、プールを利用したアクアビクス、先ほどの熊本保健科学大学と連携したアスリート支援事業、合宿者のトレーニング、疲労回復、地域村民とのコミュニティの場ともなっております。ここで働くトレーナーは、地域おこし協力隊員でございまして、「親切に教えてもらえるので、助かります。」との指導方法が丁寧との感謝の声が多く、高評価でございます。

今後は、利用者の裾野を広げるために、利用したことのない村民の方に運動の良さや楽しさを知ってもらえる初心者向けのトレーニング教室の開催など、村民の体力増進に繋がる事業（イベント）を検討し、スカイヴィレッジと同様に、村民の健康寿命の延伸に努めていきたいと考えております。ひとつ目のご質問につきましては、以上でございます。

続きまして2つ目の「移住者や外国人労働者に対して、どのような支援を行っておら

れますか。」のご質問につきまして、お答えいたします。

現在、移住者が家を新築する、購入する場合には、「ふるさとマイホーム祝い金」として支援を行っておりますが、外国人労働者の支援については、行っておりません。

水上村での外国人労働者につきましては、お二人の方を把握しております、雇用主に十分な支援をなされているものと承知しております。

移住につきましては、人生の中でも大きな決断が必要なものだと思います。

そのハードルを下げるべく「お試し移住」のような、水上村に試しに短期、中期で住んでもらう空き家を活用した支援策は検討しているところでございます。移住という、その大きな決断の中で、判断材料となる情報発信（提供）などは、村で努めておりますが、その移住先を十分に把握し、決断するのは移住者であります。

その点、水上村の子育て支援策は、小さな村だからこそできるきめ細かい支援であり、他の市町村に比べ格段に充実していると思っております。これは、移住先として選択されるとき、優位であると同時に、移住者に対しての支援策にもなるものでございます。

そのため、現在のところ、村民向けとは別に移住者、外国人労働者に特化した支援は必要ないものと考えております。以上でございます。

○議長（成尾和凌君） 答弁ありがとうございました。4番議員から意見、提言などございましたか。

○4番議員（西 俊太君） はい、議長。

○議長（成尾和凌君） 4番議員 西 俊太さん。

○4番議員（西 俊太君） 現状についてはよく分かりました。これから水上村はさらに活気のある村になってほしいと考えています。そのために、産業を生かした新たなイベントや、水上村を象徴するようなイベントなどが開催されることを願います。それに向けて、私達もそのような取り組みに積極的に参加していきたいと思っております。これで質問を終わります。ありがとうございました。

-----○-----

●一般質問「国際理解」（5番議員 西本優芽さん 河内優翔さん 那須ほのかさん）

○議長（成尾和凌君） 次に、5番議員の質問を許します。

○5番議員（3名） はい。（質問席へ移動）

こんにちは。5番議員の 西本優芽です。河内優翔です。那須ほのかです。

それでは通告書に基づいて質問します。

私達の班では職場体験学習を通して「桜の里」では2人のベトナム人留学生が仕事をしていることを知りました。そこで「国際理解」をテーマにマイナンバー制度について調査し、マイナンバー制度は、外国人を含む日本国内の全住民に対する制度ということが分かりました。デジタル庁によると、身分証明書をはじめ、携帯電話の契約やライブ会場の入場など、日常生活における様々な手続きがマイナンバーカード1つでできるととても便利な

ものであるということが分かりました。

「桜の里」で働かされている留学生のように、現在、水上村に住まれている外国人の人数を教えてください。また、外国人の方を含めた水上村民全体のマイナンバーカードの取得率はどれくらいでしょうか。そして、外国人の方に対する税の種類やその用途について、日本人との違いや水上村の特典等があればそれも含めて教えてください。

○議長（成尾和凌君） それでは、ただいまの質問に対して、西本税務住民課長より答弁をお願いします。

○税務住民課長（西本克幸君） はい、議長。

○議長（成尾和凌君） 西本税務住民課長。

○税務住民課長（西本克幸君） それでは、最初の質問の「水上村に住んでおられる外国人の人数」についてお答えいたします。11月末時点の村の総人口は2040人で、そのうち本村に住所がある外国人の方は、10人でございます。

続きまして、マイナンバーカードに関する質問についてお答えします。

まず、マイナンバーとは、住民票を持つ日本国内の全住民に与えられる12桁の番号であり、そのカードを提示することにより、役場などで必要な身分証明書としても利用でき、また、健康保険証などにも利用できるなど、個人の特定を確実にかつ迅速に行うことが可能になる、今後、私たちの生活に必要なツールとなっています。

このマイナンバーカードの取得率、いわゆる実際にカードを受け取られた方の割合につきましては、外国人の方を含め、12月15日時点で64.6%となっています。また、カードの交付は受けてないものの、カードの申し込みをされた方の申請率は75.7%でございます。水上村のマイナンバーカードの取得率は11月末時点で全国平均の53.9%を大きく上回っており、熊本県内では、水上村のカード申請率は、現在、第2位となっています。このように、マイナンバーカードの普及推進を図るため、税務住民課では土曜・日曜日などの休日を利用した受付業務や、各集落に出向き申請の受付を行うなど、交付率の向上に努めている状況でございます。

次に「外国人の方に対する税の種類やその用途について、日本人との違いや水上村の特典等」についてですが、水上村に住所を置いておられる外国人の方に対して特別な税金はありません。他の村民と同じ税金を負担していただいています。

村民の方に負担していただく主な税金をいくつかご紹介します。まず、仕事で収入を得たときに収める所得税。これは収入額によって税額が違います。次に村民税ですが、住んでいる市町村に収める税金で、村の福祉事業や公共事業に使用する税金となります。

また、固定資産税は、水上村に土地や建物を持っている方が納める税金となっています。参考資料としまして、資料9ページに税の一覧表を載せておりますのでご確認ください。

これらの税金については、日本人や外国人に区別なく村民の皆様になめていただくもので、特に「日本人との違い」は無く、特別な特典はございませんが、現金で納めていただ

いている税金などを口座振替に変更していただきますと、物産館で使用できる商品券をお渡しする口座振替キャンペーンを現在行っているところです。

以上となりますが、マイナンバーカードについては、来年3月までに全国民が取得できるよう国を挙げて推進しておりますので、まだ申請をされておられない方は早めに申請されますようお願いいたします。12月いっぱい申請していただきますと、最大2万円分のポイントがもらえますので宜しくをお願いいたします。以上です。

○議長（成尾和凌君） 答弁ありがとうございました。5番議員から意見、提言などございましたか。

○5番議員（那須ほのか君） はい、議長。

○議長（成尾和凌君） 5番議員 那須ほのかさん。

○5番議員（那須ほのか君） 現状についてはよく分かりました。

水上村は県内でもマイナンバーカードの取得率が高いことが理解できました。回覧や防災無線で取得について周知されたことでこのような結果になっていると思います。マイナンバーカードの普及により、今後、行政サービスの利便性の向上につながると考えます。また、村民の方や水上村に居住される外国人の方もより住みやすい水上村になるように、私たちも頑張って貢献していきたいと思います。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

-----○-----

●一般質問「教育」（6番議員 川原莉央さん 上米良江莉柊さん 岡本橙歩さん）

○議長（成尾和凌君） 次に、6番議員の質問を許します。

○6番議員（3名） はい。（質問席に移動）

こんにちは。6番議員の 余川原莉央です。上米良江莉柊です。岡本橙歩です。

それでは通告書に基づいて質問します。

私たちの班では、「教育」をテーマに調査しました。水上村は来年度から県南初の義務教育学校が開校するという事で、人吉新聞や熊本日日新聞によって脚光を浴びました。熊本県の義務教育学校は高森町と産山村の2校しかありません。そこで、開校数が少ない義務教育学校のメリット・デメリットについて調べると、デメリットの1つとして、同じ活動をする際に発達段階の差による課題が生じてしまうという事がわかりました。例えば、小学1年生と中学3年生では体力の違いや価値観の違いによって同じ活動をする際に大きなギャップが生まれてしまうことが挙げられます。

まず、義務教育学校が開校に至った経緯をお聞かせください。

また、来年度から開校する義務教育学校に関して、小学校1年生のような低学年の児童と中学3年生のような高学年の生徒が同じ取組を行う際に発達段階の差から、活動を実施する際にどのような課題が考えられますか。その課題解消には、具体的にどのような工夫や対策が必要であると考えておられますか。教えてください。

○議長（成尾和凌君） それでは、ただいまの質問に対して、堤田教育課長より答弁をお願いします。

○建設課長（堤田江美子君） はい、議長。

○議長（成尾和凌君） 堤田教育課長。

○建設課長（堤田江美子君） それでは6番議員の質問にお答えいたします。まず義務教育学校開校に至った経緯です。

各学校の閉校まで、残り3カ月半となりました。地域、保護者の皆様、学校の先生方、そして児童生徒の皆さんも、義務教育学校「水上学園」開校に向けて、一生懸命準備をいただいているところです。ありがとうございます。

今、日本は、少子高齢化やグローバル化など、子どもたちを取り巻く環境は、日々変化しています。コロナ感染症の前と今では、デジタル機器を使った授業に大きく変化し、まさにここにいる生徒の皆さんは、そのことが一番よくわかっていると思います。

このように、時代が変わっていくなかでも、子ども達一人一人が主体的・創造的に生き抜くためには、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」を基盤とした「生きる力」を育むことが重要です。そのためには、義務教育の9年間を通じて、子ども達のいろいろな個性や、能力を伸ばすよう継続的な教育活動が必要だと言われています。

そして、少子化等に伴う学校の小規模化が進む本村の現状をみて、児童生徒にとって望ましい教育環境の整備を図り、学校教育の向上を図ることも求められています。

水上村は令和元年8月から、村長が主催する総合教育会議という会議のなかで、「学校教育の在り方」に関して協議をしていました。そのような中、同じ年に、住民の方のいろいろな意見を聞く、各地区の座談会で、将来の子ども数について心配する声が、多く聞かれてきました。

また、保護者からも子どもが少ないため、集団行事が制限されることなどで、公平な義務教育を受けられる教育環境を整えてほしいという大切な要望もあがっていました。

このようなことから、小中一貫教育校を先行して実施している全国、8つの学校に、保護者を含む関係者で先進地視察に出向き、その情報を集めて、総合教育会議で検討しながら、保護者の皆さんへアンケートで意見を聴取したり、説明会を重ねたり、子ども達にとって最良の教育の在り方を考えてきました。

その結果、この新しいかたちの学校、小中一貫教育を施す義務教育学校の開校に至りました。予想される課題として、今まで先生方は、小、中学校それぞれ指導されていましたが、来年4月から小、中学校の垣根がない学校になりますので、義務教育学校に応じた指導方法を勉強していかなくてはなりません。子ども達も同じで、この垣根を超えることに慣れるまでは、試行錯誤でやっていくことになることが予想されます。

そのためには、一つの学校という意識付けを、先生方、子ども達に持ってもらうことが当面の課題だと思っています。

この課題を解消するためには、授業のやり方、入学式などの行事のやり方を工夫しながら、みんなが「水上学園」は一つの学校だ。という認識が解消につながっていくのではないかと考えています。

例を一つあげると、今まで横のつながりだったものが、（5年生だけとか中学2年生だけとか。）1年生から9年生まで、各学年が入るグループを作り、行事に参加する「縦割り班」活動をいれ、異学年の交流を増やししながら、小中学校の壁を越えていく工夫をすることなどがあげられます。低学年の児童と高学年の生徒が「縦割り班」で行う取り組み、「掃除」、「運動会」などの行事があります。1年間は、新しい校舎ができるまで、現水上中学校校舎と岩野小学校校舎を使う施設分離型になり、距離は離れますが、行事等の交流はあります。

1年生から9年生までの児童生徒が、学校行事などを通じて異学年の交流を行うことによって、上級生から下級生に対する思いやりの心持ちが育ったり、下級生に上級生をお手本とする心が生まれたり、コミュニケーション能力、社会性の育成の効果も期待されます。

開校すると様々な課題がでてくると考えていますが、その課題の反省を踏まえながら、人吉、球磨地域のお手本になるような新しい学校をつくっていくこと、そして、人数が減ったから学校を統合するのではなく、この新しいかたちの学校にすることで、自信と誇りをもって、この地に生まれ、育った子どもです。と水上村から離れることがあっても胸を張って言えるようになってくれることが私たちの願いです。

なお、資料については、義務教育学校と小中一貫教育校の違いを表したものと、先進地視察研修に行った際の資料をつけさせていただきました。参考にさせていただきます。以上でございます。

○議長（成尾和凌君） 答弁ありがとうございました。6番議員から意見、提言などございましたか。

○6番議員（岡本橙歩君） はい、議長。

○議長（成尾和凌君） 6番議員 岡本橙歩君。

○6番議員（岡本橙歩君） ありがとうございます。現状についてはよく分かりました。私たちは義務教育学校で過ごすことはありませんが、水上村が教育に対してどのような考えを持っておられるのか、水上村が描く義務教育学校の姿を知ることができました。本日のこども議会を通して「私たち3年生21名は水上中学校最後の卒業生として、より一層日々の生活を大切に、卒業を迎えるその日まで水上村の人々にとって誇りになるような学校を作り上げる必要がある」と感じました。皆様も、私達の姿に期待してくださると幸いです。これで質問を終わります。ありがとうございました。

-----○-----

●一般質問「財政」（7番議員 尾前裕悠さん 湯谷 志さん 小川琳太郎さん）

○議長（成尾和凌君） 次に、7番議員の質問を許します。

○7番議員（3名） はい。（質問席に移動）

こんにちは。7番議員の 尾前 裕悠です。湯谷 志です。小川 琳太郎です。

それでは通告書に基づいて質問します。

私たちの班では「財政」をテーマに、水上村の税や歳入・歳出を中心に調査しました。その結果、今年度の水上中学校職場体験学習の際にいただいた資料の「令和3年度歳入歳出一般会計」では、歳入が歳出より多いこと、歳入における割合が1番大きいのは地方交付税で、約19億円で37%を占めていることが分かりました。地方交付税は使い方が各自治体に任せられています。地方交付税などの税金の使い方を村民に知ってもらえば役場への理解が深まると思います。

水上村の歳入予算の中で、国からの使い道が決められていない地方交付税は、どのように水上村で使われているのでしょうか。具体的に教えてください。

○議長（成尾和凌君） それではただいまの質問に対して、田代総務課長より答弁をお願いします。

○総務課長（田代浩章君） はい、議長。

○議長（成尾和凌君） 田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） それでは、7番議員のご質問にお答えいたします。

これまででは、主に歳出に関する質問でございましたので、最後に歳入についてご説明をさせていただきます。

まず、簡単に地方交付税について説明をさせていただきますが、地方交付税の財源については、地方交付税法と言う法律の中で決められており、所得税及び法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額が財源（元となるお金）となるものでございます。そして、地方交付税法第6条の2の中で、普通交付税が交付税総額の94%、特別交付税が6%と、割合が決まっております。

普通交付税については、地方公共団体間の収入の格差をなくすために交付され、使い道は自由となっております、特別交付税については、普通交付税で措置されない個別、緊急の財政需要（これは地震、台風等自然災害による被害など）を算定し交付されるものでございます。

本日は、ご質問のございました「令和3年度一般会計歳入歳出決算表」を元に説明させていただきます。

資料の20ページをお開きください。上が歳入、下が歳出の円グラフとなります。

地方交付税でございますが、表の上の歳入で、一番多い割合を占めており、その割合は、37.08%、金額にして、1,900,262千円となります。このうち、普通交付税が1,610,326千円、特別交付税が289,936千円となります。

次いで、国庫支出金（負担金、補助金）が、24.68%、上のほうの、村税が、4.02%、村債3.86%の順となっております。今、説明しました4つが、本村における

大きな財源となり、赤色で示しております。緑色で示している繰越金につきましては、前年度において、歳入から歳出を差し引いて残った額となります。

地方交付税については、質問にもございますように、国からの使い道が決められておらず、村の自由裁量により使うことができます。

資料の21ページをお開きください。

例えば、令和4年度の中学校に必要な経費について、当初予算で説明しますと、総額で必要な経費は、29,363千円となります。その財源（お金の出どころ）として、国からの補助金等が88千円、繰入金が4,728千円、これは「いきいき人づくり基金」や「ふるさと応援基金」という、教育等に使うための貯金にあたるもので、それを取り崩したのになります。諸収入が88千円で、これは各種保険の掛金にあたるもので、保護者の負担分になります。これを、差し引きますと、まだ24,459千円の財源が足りない状況となります。この分を、一般財源（なんにでも使えるお金）である村税や地方交付税から使うこととなります。

もう一つ例をあげますと、保育所関係では、当初予算で説明しますと、総額で必要な経費は、115,033千円となります。その財源（お金の出どころ）として、こちらは、国からの補助金等が、5,439千円、県からの補助金等が、2,719千円、検診などを行った時の、住民の負担分が、1,353千円、繰入金が、30,000千円、これは「こども育成支援基金」という、子ども医療費や出産祝金等に使うための貯金にあたるもので、それを取り崩したのになります。そして、諸収入が872千円で、こちらは保育士等給食費負担金となります。これを、先ほどのように差し引きますと、74,650千円の財源が足りない状況となりますので、一般財源（なんにでも使えるお金）である村税や地方交付税から使うこととなります。以上が、本村における地方交付税の使い道となります。説明を終わります。

-----○-----

○議長（成尾和凌君） 答弁ありがとうございました。7番議員から意見、提言などございませんか。

○7番議員（小川琳太郎君） はい、議長。

○議長（成尾和凌君） 7番議員 小川琳太郎さん

○7番議員（小川琳太郎君） 現状についてはよく分かりました。私たちは、地方交付税が水上村のためにどのように使われているのかを知り、私たちの豊かな生活を支えてくださっている税金を納めてくださる方々に感謝して、日々の学校生活をもっとよりよいものにしていきたいと思えます。

そして、大人になったら私たちがしっかり税を納めて、いつまでも豊かに暮らせるような社会にしていきたいです。これで質問を終わります。ありがとうございました。

-----○-----

○議長（成尾和凌君） 以上で一般質問は終わりました。

今日は、水上村のことを色々教えていただきありがとうございました。

将来を担う私たちが水上村に対して考え、質問し、それに対して一つ一つ丁寧に答弁していただきました。そのおかげで地方自治についてより一層理解を深めることが出来ました。水上村の課題を解決していくために、今、私たちができることを考え、行動し、よりよい未来を築いていきます。

これで、水上村「子ども議会」のすべての日程を終了します。本日は大変お忙しい中、本当にありがとうございました。

起立。気をつけ。礼。ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午後3時13分

令和4年子ども議会会議録について、ここに署名する。

子ども議会議長

成尾和凌

署名議員

梅原日和

署名議員

小川琢太郎